

三浦老人保健施設

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用重要事項

介護保険施設サービスについて

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	三浦老人保健施設
開設年月日	平成 2 年 6 月 1 日
所在地	岐阜市鏡島精華 3 丁目 17-5
電話番号 058-251-9038	FAX 058-251-9082
管理者名	三浦 宜久
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (2150180020)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護等のサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【三浦老人保健施設の運営方針】

当施設は、地域における老人医療及び福祉サービスのキーステーションとして、存在価値が認められるような施設づくりを目標とし、次の各号に掲げる事項を重視して運営する。

- ◇ 明るく、健やかに生きがいのある生活が送れるよう全職員が「愛とヒューマニティ」に基づく思いやりの精神をもって、これからの実践に取り組む。
- ◇ この療養の中で、生きる喜びを感じ取れることと並びにリハビリテーションは個別リハビリ、レクリエーションなどの具現を指導方針とする。
- ◇ 職員の資質及び専門性の向上、また、運営への参加と連帯の意識を高揚し、施設の活性化と合理的運営を目指す。
- ◆ 施設における緊急治療などの範囲を超える処置等を必要とする場合は、併設の三浦医院及び協力病院の平野総合病院・ほづみアドバンス歯科にて治療・処置及び入院等の措置を行う。

	常勤	非常勤	夜間体制
医師	1		
看護職員	6	1	遅番 21 時まで 1
薬剤師	1		
介護職員	14	1	2
支援相談員	2		
理学療法士	1	1	
作業療法士	1		
栄養士	1		
介護支援専門員	1		
事務職員	3		
その他	2		

(3) 施設の職員体制

(4) 入所定員等

定員 2 名

居室 2 人部屋若しくは 4 人部屋

2. サービス内容

①施設サービス計画の立案

②短期入所療養介護等計画の立案

③食事（食事は原則として食堂でおとり頂きます。）

朝食 8:00～

昼食 12:15～

夕食 17:15～

④入浴（一般浴のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回入浴していただきます。ただし、利用者の身体に応じて清拭となる場合があります。）

⑤医学的管理・看護

⑥介護（退所時の支援も行います）

⑦機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

⑧相談援助サービス

⑨栄養状態の管理

⑩理美容サービス（原則月 1 回実施します。）

⑪行政手続代行

⑫その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くこともありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応して頂くようお願いしています。

・協力医療機関

名 称 平野総合病院
住 所 岐阜市黒野 176 番地

・協力歯科医療機関

名 称 ほづみアドバンス歯科
住 所 瑞穂市馬場上光町 2-7-1

※尚、緊急時の場合には、「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

◇面会

面会時間は、毎日 9:00～19:00 までとし、食堂及び談話室を利用して下さい。面会時の飲食物の持込みは、入所者の健康を考えて、できるだけ少量でお願いします。

◇外出・外泊

外出・外泊の 2 日前までにナースステーションに届け出て、医師の許可を得て下さい。帰所の折りは、速やかにナースステーションに届け出てください。

◇火気の取扱い

火災を起こさないよう注意を払うこと。特に喫煙については所定の場所で行い、ライター・マッチ等の火気類は、ナースステーションに預けてください。

◇所持品

所持品については、すべての物に名前を書いてください。所持品の収納は、床頭台・整理棚のみを使用してください。

◇金銭・貴重品の管理

入所中、高額なお金は必要ありません。金銭・貴重品等はナースステーション、又は事務所ではお預かりできませんのでご了承下さい。

◇外泊時等の施設外での受診

入所中は（外出・外泊時の場合でも）、他医療機関に受診する際に当施設の紹介状が必ず必要ですので申し出るようにして下さい。誤って受診してしまった場合は、速やかにナースステーション、又は事務所まで連絡してください。

5. 非常災害時

防火設備 消火器、火災通報設備
防災訓練 年 2 回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員（加藤）が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 058-251-9038）

要望や苦情などは、支援相談員（加藤）にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階エレベーター横に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接、書面にてお申し出頂くこともできます。

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(以下「短期入所療養介護等」という。)は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるため立案された居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画(以下「居宅介護サービス計画等」という。)に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をし、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護等計画が作成されますが、その際、利用者・契約者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画内容については同意書をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料金が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です。(1単位 1.027円)

介護予防短期入所療養介護

要支援1	613単位
要支援2	774単位

短期入所療養介護

要介護1	830単位
要介護2	880単位
要介護3	944単位
要介護4	997単位
要介護5	1054単位

*介護職員処遇改善加算Ⅰ

所定単位数の7.5%

(2) その他の料金

①食費／1日 1800円（朝460円・昼670円・夕670円）

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払い頂きます。

※別途、特別食を希望される場合は追加料金を頂くことがあります。

②滞在費／1日 610円

※上記①食費②滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払い頂く料金の上限となります。（国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

③日常生活費／1日 300円

石鹸、シャンプー、歯磨き粉、歯ブラシ、ティッシュペーパー、保湿剤、らくのみ、整髪剤、剃刀、バスタオルやフェイスタオルなどタオル各種の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払い頂きます。（これらを1日あたりで計算しますと、お1人250円になります。）

④教養娯楽費／1日 210円

ボランティア、職員がするお楽しみ会等で参加者を募り、参加した人達が使用する、折り紙、風船、輪投げ等遊具、CDレンタル、写真代、誕生会の品物、講師料、複写物、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払い頂きます。（これらを1日あたりで計算しますと、お1人210円になります。）

⑤理美容代／1日 1900円

理美容をご利用の場合にお支払い頂きます。

⑥行事費／その都度 250円

喫茶等に参加した人のみ、その都度頂きます。

① 私物の洗濯代／1日300円

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払い頂きます

⑧その他の費用

個人的に使用する機器等にかかる電気代

電気毛布使用電気料／1日70円 テレビ使用電気料／1日70円

診断書代等の文書の発行 実費

⑨送迎／片道 184円

送迎を希望される方のみお支払い頂きます。

送迎範囲 岐阜市・本巣市（旧糸貫町）・瑞穂市

※利用料の項目でご不明な点等ございましたらお気軽にご相談下さい。

(3) 支払い方法

毎月5日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の12日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

利用者自己負担額 (1 単位 1.027 円)

介護保険施設サービス費

介護度	1 日につき
要介護 1	7 9 3 単位
要介護 2	8 4 3 単位
要介護 3	9 0 8 単位
要介護 4	9 6 1 単位
要介護 5	1 0 1 2 単位

別途加算

項 目	1 日につき
サービス提供体制加算 I	2 2 単位
夜勤職員配置加算	2 4 単位
栄養マネジメント強化加算	1 1 単位
在宅復帰・在宅療養支援加算 (I)	5 1 単位
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数×7.5%
療養食加算 (1 食)	6 単位
短期集中リハビリ実施加算(実施日)	2 0 0 単位/2 5 8 単位
褥瘡マネジメント加算 (I)	3 単位/月
科学的介護推進体制加算	6 0 単位/月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 II	3 3 単位/月
初期加算 (入所日から 3 0 日まで)	3 0 単位/6 0 単位
安全対策体制加算 (入所時に 1 回)	2 0 単位

介護予防短期入所療養介護

介護度	1 日につき
要支援 1	6 1 3 単位
要支援 2	7 7 4 単位

短期入所療養費

介護度	1 日につき
要介護 1	8 3 0 単位
要介護 2	8 8 0 単位
要介護 3	9 4 4 単位
要介護 4	9 9 7 単位
要介護 5	1 0 5 2 単位

短期入所別途加算

項 目	1 日につき
サービス提供体制加算 I	2 2 単位
夜勤職員配置加算	2 4 単位
在宅復帰・在宅療養支援加算 (I)	5 1 単位
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数×7.5%
項 目	その都度
療養食加算 (1 食)	8 単位
送迎加算 (片道)	1 8 4 単位
個別リハビリテーション加算	2 4 0 単位

実費負担額 (共通) 実費分のみ令和 7 年 4 月より改正

項 目	1 日につき	備 考
食 事 *	1 8 0 0 円	施設で提供する食事をお取りいただいた場合
居住費 (滞在費) *	6 1 0 円	療養室をご利用された場合
日常生活費	3 0 0 円	日常生活に使われる石鹸、ティッシュ、タオル等
教養娯楽費	2 1 0 円	お楽しみ会、写真代、講師料等
項 目	その都度	備 考
洗濯代	3 0 0 円/1 日	私物の洗濯を施設に依頼される場合
理美容代	1 9 0 0 円/1 回	理美容をご利用の場合
行事費	2 5 0 円	喫茶に参加した人のみ、その都度実費を頂きます
診断書等の文書発行	実 費	
個人的に使用する電気使用料 電気毛布使用電気代 70 円/1 日 テレビ使用電気代 70 円/1 日 ラジオ使用電気代 30 円/1 日		

*食事、居住費 (滞在費) において、国が定める負担限度額段階 (第 1 段階から第 3 段階まで) のご利用者様の自己負担については、別紙資料をご覧ください。

利用者負担説明書

利用者負担段階と自己負担限度額						
対象者	負担段階	区分	負担限度額(1日当たり)			
			居住費		食費	ショートステイ
・世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が 市民税非課税	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・預貯金等 1,000 万円 (夫婦は 2,000 万円) 以下	多床室	0	300	300
	第2段階	・前年の合計所得金額、 課税年金収入額、非課税 年金収入額の合計が 80 万 円以下の人 ・預貯金等 650 万円 (夫婦は 1,650 万円) 以下	多床室	430	390	600
	第3段階①	・前年の合計所得金額、 課税年金収入額、非課税 年金収入額の合計が 80 万 円超 120 万円以下の人 ・預貯金等 550 万円 (夫婦は 1,550 万円) 以下	多床室	430	650	1,000
	第3段階②	・前年の合計所得金額、 課税年金収入額、非課税 年金収入額の合計が 120 万円超の人 ・預貯金等 500 万円 (夫婦は 1,500 万円) 以下	多床室	430	1,360	1,300
上記以外の方(第4段階) 負担限度額なし				610	1,800	1,800

医療法人社団 久誠会
三浦老人保健施設
TEL058-251-903